

施設利用にあたっての条件

I 利用の制限（条例第 11 条）利用目的は、農業振興・観光振興又は順ずる目的に限定します。

- (1)公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき
- (2)集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき
- (3)施設・設備・展示品等を損傷するおそれがあるとき
- (4)前(3)号に定めるほか、管理職の支障（施設の汚損等が著しく、管理者が別途清掃の必要を感じる時を含む）があると認めるとき

上記のいずれかに該当すると認めるときには、施設利用を許可しません。また、許可書が発行済みの場合であってもその許可を取り消す場合があります。

II 利用券の譲渡禁止（条例第 13 条）

許可を受けた者はその利用の権利を譲渡又は転貸しはできません。

III 利用許可の取消し（条例第 14 条）

- (1)条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2)管理上支障があると認めるとき。
- (3)上記の各号に該当するときは利用許可の取消し、利用条件の変更、又は利用を停止する場合があります。

IV 現状回復の義務(条例第 15 条)

利用者は当該施設の利用を終了したとき、又は利用の取消し、若しくは利用の停止を受けたときには、直ちにこれを現状に回復しなければならない。

V 損害賠償の義務（条例第 16 条）

当該施設の施設、設備、展示品を損傷し、又は滅失したものは、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

VI 利用の取消しの申出

当該が施設の利用の許可を受けたものが、その取消し又は変更を申し出で使用とするときは、その旨を指定管理者へ申し出なければならない。

VII 空調設備・コンセント等を使用する場合は、光熱水費の負担について別途料金が発生する場合があります。
(行政財産の使用許可に関する事務処理要綱第 11 条)